サービスの内容等表示(条例第 16 条第 2 項の規定に基づく表示事項等)

サービス	表示すべき事項	表示の方法その他表示に際し事業者が守るべき事項
1．有料老人ホーム及びその類似施設（主として高齢者に住居を提供し（専用居室等の分譲の場合を含む。）、かつ、入居者に家事、介護等のサービスを継続的に提供することを目的とする施設又は共同住宅。ただし、老人福祉施設、医療提供施設及び短期滞在者のみを対象とする施設を除く。）	(1) 事業主体に関すること。	(1) 事業主体に関することは、施設設置主体と施設運営主体が異なる場合は、それぞれ表示すること。
	ア 事業主体の名称、所在地及び代表者の氏名	ア 事業主体の名称は、正式名称で表示すること。
	イ 事業主体が行っている主な事業等	イ 事業主体が、自ら経営している事業、施設等の主なものを表示すること。
	(2) 施設等に関すること。	(2) 施設等に関することは、次のように表示すること。
	ア 施設等の名称及び所在地	ア 施設等の名称は、有料老人ホームについては老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づいて届け出た名称を表示すること。
	イ 交通の便	イ 交通の便は、最寄りの駅及び同駅から施設等までの道路の距離を表示すること。 また、バス等を利用する場合は、バス停留所等の名称、バス等の所要時間及びバス停留所等から施設等までの道路の距離を表示すること。
	ウ 施設等の類型及び介護を必要とする場合の処遇、契約の取り扱い等	ウ 施設等の類型は、有料老人ホームについては老人福祉法に基づいて届け出た類型を表示し、有料老人ホーム類似施設については老人福祉法に基づく届出施設でない旨を表示すること。 また、介護を必要とする場合の処遇、契約の取扱い等は、入居者が介護を必要とする状態になった場合の処遇、入居契約の取扱い、居室の権利等について、分かりやすく表示すること。
	エ 敷地の面積及び権利	エ 敷地の権利は、事業主体が有する権利内容を表示すること。 なお、分譲方式の有料老人ホーム類似施設は、分譲後の敷地の権利内容を表示すること。
	オ 建物の概要	オ 建物の概要は、延べ面積、構造、階数、完成時期又は完成予定時期、入居可能時期、居室総数及び建物に対して事業主体が有する権利内容を表示すること。 なお、分譲方式の有料老人ホーム類似施設は、分譲後の建物の権利内容を表示すること。
	カ 居室等の概	カ 居室等の概要は、一般居室の室数並びに一室の面積、

	要	間取り及び定員を表示すること。 また、介護居室及び一時介護室については、室数並びに一室の面積及び定員を表示すること。
	キ 共用施設の名称	キ 共用施設の名称は、入居者が利用できる共用施設の名称を表示すること。
	ク 職員の体制	ク 職員の体制は、各職種ごとの職員数及び夜間の職員配置を表示すること。
	ケ 緊急連絡体制	ケ 緊急連絡体制は、ナースコール等の緊急時の連絡体制を表示すること。
	(3) 提供するサービスに関すること。	(3) 提供するサービスに関することは、入居者が受けられるサービスの名称、内容及び費用負担を分かりやすく表示すること。
	ア 食事、家事等	ア 食事は、三食の有無、メニュー等を表示すること。
	イ 介護	イ 介護は、食事介助、排せつ介助、入浴介助等について、分かりやすく表示すること。
	ウ 健康管理	ウ 健康管理は、健康相談、機能回復訓練等の入居者が受けられるサービスを具体的に表示すること。
	(4) 入居費用に関すること。	(4) 入居費用に関することは、次のように表示すること。
	ア 入居一時金	ア 入居一時金は、その性格、金額、内訳及び支払い方法を表示すること。
	イ 月額利用料	イ 月額利用料は、その金額、内訳及び改定ルールを表示すること。
	ウ その他の費用	ウ その他の費用は、入居一時金及び月額利用料以外に、入居者が負担する費用の名称、金額等を表示すること。
	エ 入居一時金の解約時返還金	エ 入居一時金の解約時返還金は、その計算方法、入居期間に対応する具体的金額及び保全措置の内容を表示すること。
	オ 消費税	オ 入居者が消費税を負担する費用の名称を表示すること。
	カ 表示有効期限	カ 表示有効期限は、表示された入居費用の有効期限を表示すること。
	(5) 入居、退去等に関すること。	(5) 入居、退去等に関することは、次のように表示すること。
	ア 入居者の条件	ア 入居者に年齢等の条件がある場合は、その内容を表示すること。
	イ 身元引受人	イ 身元引受人等の条件、義務等はその内容を表示するこ

	等の条件、義務等	と。
	ウ 入居期間	ウ 入居期間が定められている場合は、その期間を表示すること。
	エ 入居者が医療を必要とする場合の処遇、契約の取扱い等	エ 入居者が医療を必要とする場合の処遇、契約の取扱い等は、入居者が受けられるサービスの内容及び費用負担、月額利用料の取扱い、入居契約の取扱い等を表示すること。
	オ 提携している医療機関	オ 提携している医療機関がある場合は、その名称、所在地及び提携内容を表示すること。
	カ 契約の解除	カ 事業主体及び入居者が、入居契約を解除できる場合の要件について、分かりやすく表示すること。
	キ 体験入居	キ 体験入居は、その可否、期間及び費用負担額を表示すること。
		⑹ 事業者が、入居の勧誘、説明、相談等の営業活動を行う場合（新聞広告等、不特定多数の消費者を対象とする場合は除く。）に、消費者に対して表示すべき事項を記載した書面を交付する方法で表示すること。
		⑺ 表示事項を記載した書面が数枚にわたる場合は、書面をとじること。
		⑻ 事業者が入居者募集等の目的で作成するリーフレットやパンフレット等に、表示すべき事項を記載する場合は、それ以外の記載事項と明確に区別して表示すること。
		⑼ 表示に用いる文字は、原則として日本工業規格Z8305（活字の基準寸法）に規定する10ポイントの活字以上の大きさとし、背景の色と明確に区別できる色で表示すること。
		⑽ 表示すべき事項名を記載した上で、その内容を表示することとし、全体の書面の構成を見やすいものとすること。
(平 7.1.1 施行)		⑾ 表示すべき事項を記載した書面の冒頭等に、条例に基づく表示である旨を、枠で囲み表示すること。
2 外国語教育サービス(外国語教育を教室等の施設において継続的に提供するこ	⑴ 事業主体及び施設に関すること。	⑴ 事業主体及び施設に関することは、次のように表示すること。
	ア 事業主体の名称	ア 事業主体の名称を正式名称で表示すること。
	イ 事業主体の所在地及び	イ 事業主体の所在地及び電話番号を表示すること。

とをいう。ただし、学校教育法その他の法令に基づき設置されている学校等の正規課程における外国語教育(以下「学校教育」という。)、学校教育の補習のための講座、高等学校・大学等の入学試験及び大学入学資格検定のための受験対策の講座並びに生徒総数が 30 人未満のものを除く。)	電話番号	
	ウ 事業主体の代表者氏名	ウ 事業主体の代表者氏名を表示すること。
	エ 指導場所となる施設の名称	エ 外国語教育を実際に行う施設の名称を表示すること。
	オ 指導場所となる施設の所在地及び電話番号等	オ 外国語教育を実際に行う施設の所在地及び電話番号等を表示すること。
	カ 指導場所となる施設の交通の便	カ 外国語教育の指導を実際に行う施設への交通の便を最寄りの駅及び同駅から施設までの所要時間を表示すること。
	⑵ サービスに関すること。	(2) サービスに関することは、次のように表示すること。
	ア 教授する言語の種類	ア 当該施設において教授するすべての外国語を表示すること。
	イ 講師の数	イ 当該施設の講師の総数を表示し、併せて当該施設において自らが教授する外国語を母語とする講師の人数を内数で表示すること。
	ウ レベルチェックの方法・進級制度	ウ 進級制度の仕組み、レベルチェックの方法及びその費用を表示すること。
	エ レベル別・目的別コース	エ 当該施設において設定しているコースをレベル別・目的別に表示すること。
	オ 講座の形態	オ 当該施設において設定している講座の形態について表示すること。
	カ クラス定員	カ 各クラスの定員を表示すること。
	キ 1講座の時間	キ 講座Ⅰ回あたりの時間を表示すること。
	ク 開講時間帯	ク 講座の開設される時間帯を表示すること。
	ケ 募集の時期	ケ 募集の時期を表示すること。
	コ 受講期間	コ 実際にサービスを提供する期間を講座の形態又は目的別コースごとに表示すること。
	サ 休校日	サ 休校日及びその取扱いについて表示すること。
	(3) 費用等に関すること。	(3) 費用等に関することは、次のように表示すること。
	ア 入学金、受講料、教材	ア 入学金、受講料、教材費、施設使用料等すべての費用について表示すること。

	費等 イ 消費税の負担 ウ 支払方法等 エ クーリング・オフ制度 オ 中途解約 カ 契約書面等の交付 (4) その他 ア 講座の体験・見学に関すること。 イ 相談窓口に関すること。 ウ 表示有効期限	 イ 表示されている料金に消費税が含まれているか否かを表示すること。 ウ 支払の方法、支払時期等について表示すること。 エ 法令に基づくクーリング・オフ、自主的に設けている申込みの撤回及び契約の解除の条件について表示すること。 オ 中途解約の可否等を表示すること。 カ 契約に際し、契約内容を明記した書面の交付の有無を表示すること。 (4) その他の事項については、次のように表示すること。 ア 体験・見学可能なコース、料金及び利用方法等を表示すること。 イ 契約及び学習上の相談窓口の所在地及び電話番号等を表示すること。 ウ 表示された費用の有効期限を表示すること。 (5) 入学等の勧誘、説明、相談等の営業活動を行う場合(新聞広告等、不特定多数の消費者を対象とする場合を除く。)は、消費者に対して表示すべき事項を表示した書面を交付する方法で表示するこ (6) 入学の募集等の目的で作成するリーフレットやパンフレット等に、表示すべき事項を記載する場合は、それ以外の事項とできるだけ区別して表示すること。 (7) 表示に用いる文字は、法令に定めがある場合を除き、日本工業規格Z8305(活字の寸法基準)に規定する7ポイント以上の大きさとし、背景の色と明確に区別できる色で表示すること。
(平成 9.4.1 施行)		
3．福祉用具レンタルサービス(福祉用具レンタルサービスとは、利用料金の支払いを受けて福祉用具を貸与	(1) 事業主体に関すること ア 事業主体の名称 イ 事業主体の代表者氏名 ウ 事業主体の所在地及	(1) 事業主体に関することは、次のように表示すること。 ア 事業主体の名称は、正式名称で表示すること。 イ 事業主体の代表者氏名を表示すること。ただし、代表者氏名が記載された契約書を取り交わす場合は、代表者氏名を省略することができる。 ウ 事業者主体の所在地及び電話番号を表示すること。

する取引をいう。ただし、事業者間取引を除く。) 一　ギャッチ機構又はハイ・ロー機構のあるベッド 二　車椅子 三　リフト(ただし、吊り上げ式天井走行リフト及び住宅用設置型リフトを除く。) 四　自走式階段昇降機 五 歩行器・歩行車	び電話番号 エ　取次店等の名称 オ　取次店等の代表者氏名 カ　取次店等の所在地及び電話番号 キ　問い合せ先 (2)　レンタルの仕組みに関すること。 ア　レンタル料金、レンタル期間、レンタル期間の延長等レンタルの仕組み。 イ　支払方法及び支払期日 ウ　レンタル期間中の商品変更 エ　中途解約	エ 取次店等の名称は、正式名称で表示すること。 オ 取次店等の代表者氏名を表示すること。ただし、代表者氏名が記載された契約書を取り交わす場合は、代表者氏名を省略することができる。 カ 取次店等の所在地及び電話番号を表示すること。 キ サービスに関する問い合わせを受け付ける電話番号並びに電話を受け付ける曜日及び時間帯を表示すること。 (2) レンタルの仕組みに関することは、次のように表示すること。 ア レンタル料金、レンタル期間、レンタル期間の延長等レンタルの仕組みは、次のように表示すること。 (ｱ) 単位期間のレンタル料金、期間に応じて変動する場合の期間別の料金設定、最低レンタル期間の定め、レンタル期間の延長等レンタルの仕組みを表示すること。 (ｲ)　商品の配送及び引取りについて別途料金がかかる場合は、その内　　容を表示すること。 (ｳ) 商品の使用開始後、通常の使用の下に起きる部品の磨耗や緩みなどへの対応について、別途料金がかかる場合はその旨を表示すること。 (ｴ) 商品の定期点検を行う際に別途料金がかかる場合は、その旨を表示すること。 (ｵ) 消費税の取り扱いについて表示すること。 (ｶ) 各商品ごとの具体的な料金については、各商品ごとに表示することができる。 (ｷ) 会員制の場合は、その制度及び費用の内容を表示すること。 ｲ 支払方法及び支払い期日を表示すること。 ｳ レンタル期間中の商品変更の可否、可能な場合の条件、手続及び精算方法を表示すること。 エ 中途解約の可否、可能な場合の条件、手続及び精算方

		法を表示すること。
	オ　購入への切替え	オ　購入への切替えが可能な場合の条件、手続及び精算方法を表示すること。
	(3) サービスに関すること。	(3) サービスに関することは、次のように表示すること。
	ア　商品の納品時	ア 商品の納品時のサービスについては、次のように表示すること。
	(ｱ) 配送日及び配送方法	(ｱ) 配送日及び配送方法について表示すること。
	(ｲ) 組立て、据付け、調整及び点検	(ｲ) 組立て、据付け、調整及び点検の必要がある場合に、事業者又は利用者のいずれが行うのか表示すること。
	(ｳ) 使用方法等の説明及び練習の実施	(ｳ) 使用方法等の説明及び練習の実施について表示すること。
	イ　商品の使用開始後	イ 商品の開始後のサービスについては、次のように表示すること。
	(ｱ)　再調整、修理及び交換	(ｱ) 通常の使用の下に起きる部品や磨耗や緩みなどへの対応について表示すること。
	(ｲ)　定期点検	(ｲ) 定期点検を行う場合は、その旨を表示すること。
	(ｳ)　引取り	(ｳ) 商品の引取方法及びその手続について表示すること。
	(4) 商品に関すること。	(4) 商品に関することは、次のように表示すること。
	ア　製造者名並びに商品名及び型式・型番	ア 製造者名並びに商品名及び型式･型番は、次のように表示すること。 (ｱ) 製造者名を表示すること。ただし、輸入品については、輸入者名を表示すること。 (ｲ) 商品名及び型式･型番を表示すること。
	イ　写真	イ レンタル商品と同一の商品の写真を掲載すること。
	ウ　商品構成	ウ 付属品がある場合は、商品構成を表示すること。
	エ　併用必須品	エ 商品構成以外に併用必須品がある場合は、それについて表示すること。
	オ　サイズ	オ サイズを表示すること。

	カ　重量 キ　材質 ク　機能、使用方法及び使用の条件 (5)　その他 ア　契約書の交付の有無 イ　取扱説明書の交付の有無	カ　重量を表示すること。 キ　材質について特に重要な部分がある場合は、その部分について表示すること。 ク　機能、使用方法及び使用の条件のうち、特徴的なものについて表示すること。 (5)　その他の事項については、次のように表示すること。 ア　契約書の交付の有無を表示すること。 イ　取扱説明書の交付の有無を表示すること。 ⑹　事業者が、営業活動を行う場合(新聞広告等、不特定多数の消費者を対象とする場合を除く。)に、消費者に対して表示すべき事項を記載した書面を交付する方法で表示すること。 ⑺　表示すべき事項のうち、「(1)　事業主体に関すること。」の「キ　問い合せ先」及び「(2)　レンタルの仕組みに関すること。」については、消費者がサービスの選択に際して比較検討しやすいように、他の事項と区別して表示すること。 ⑻　表示に用いる文字は、(7)に規定する他の事項と区別して表示する事項については日本工業規格Z８３０５(活字の寸法基準)に規定する 10 ポイント以上が望ましく、それ以外の事項についても高齢者等が読みやすいように配慮することが望ましい。 　また、背景の色と明確に区別できる色で表示すること。 ⑼　全体の書面構成を見やすいものとすること。
(平成 12.3.1 施行)		